別記様式第八（甲）

|  |
| --- |
| 許　可　申　請　書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年 　　月 　　日  　　広島県　　　　建設事務所長　様    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所      TEL  河川法第　　条  　　　　別紙のとおり　河川法施行令第　　条　の許可を申請します。 |

備　考

１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　第39条の規定により許可の申請を同時に行うときには、「第　条」の箇所に根拠条文　　　　をすべて記載すること。

（乙の３）

|  |
| --- |
| （河川の産出物の採取）  　１　河川の名称  　２　採取の目的  　３　採取の場所及び採取に係る土地の面積  　４　河川の産出物の種類及び数量  　５　採取の方法  　６　採取の期間 |

備　考

１　土石の採取にあっては、次のとおりとすること。

(1) 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類ごとにその数量を記載すること。

(2) 「採取の方法」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘さく又は切土の深さを記載すること。

２　「採取の方法」は、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を付記すること。

３　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

**申請書記載要領**

1. 条文

・　土地の占用を伴わない場合は、「25」のみ、土地の占用を伴う場合には「24及び25」と記載すること。

1. あて名

・ 採取しようとする河川を管轄する建設事務所長名を記載すること。

1. 申請人

・　法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

・　法人の支店などが支店名で申請する場合は、その代表者の氏名を記載すること。（その支店が法人を代表する権限を有している場合に限る。権限がない場合は委任状が必要である。）

1. 河川の名称

・　一級河川○○水系○○川指定区間○○川、　二級河川○○水系○○川

1. 採取の目的

・　販売のため、自家消費のためなど具体的に記載すること。

1. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

・　場所については「字○○番地先」まで記載すること

・　面積については丈量図で算出した面積を記載すること

1. 河川の産出物の種類及び数量

・　土石については、砂、砂利、栗石、玉石、その他の土石について種類とその数量を記載すること。

・　竹木等についても、その種類と数量を記載すること。特に竹については、竹の種類、径長、長さについて記載すること。

1. 採取の方法

・　土石については、機械掘り又は手堀りの別を示すとともに、搬出の方法及び経路を記

載すること。

・　竹木等については、従来「鎌により伐採、縄じめの上搬出、搬出経路は添付図面のと

おり」などと記載していたので、採取方法、搬出方法及び搬出経路についてよく分かる

ように整理すること。

1. 採取の期間

・　土石の採取については、継続申請の場合「　　年　月　日から　　年　月　日まで６ヵ月間」と記載すること。

・　竹木等の採取については、採取に必要な期間を「許可の日から○○日間」というように記載すること。

**添付書類と記載要領（法第２５条）　（一般的な場合）**

1. 事業計画概要書

　土石等の採取に係る事業の概要（目的、必要性、すでに許可を受けたものとの関連含む）を具体的に記載すること。

1. 位置図（１／50,000）

　申請箇所を○印で表示して「申請箇所」と朱書きすること。

1. 実測平面図（１／100～１／2,500）

ア 採取区域の上、下流それぞれ200m以上を含めること。

イ 横断面図と照合するための横断面図の測点番号を付記すること。

ウ　採取する土地の区画を明示し、その区画内を薄赤色で着色すること。（ただし、民有地における採取を含む場合は、民有地については、黄色をもって着色して国有地と区分すること。）

エ　採取する土地の区間について、堤防等の河川管理施設その他主要工作物からの最短距離を記入すること。

オ　河川区域、河川保全区域及び官民境界線を着色すること。

1. 実測縦断面図

ア　縮尺は、縦１／100、横１／1,000とすること。

イ　掘さく箇所の中心部が当該掘さく箇所の上下流それぞれ200m以上を含む範囲とすること。

ウ　採取掘さく部分を朱線で囲み、その区画内を薄赤色で着色すること。

1. 実測横断図面

ア　縮尺は、１／100とすること。（ただし、河幅の広い箇所にあっては、横１/100～１/1,000とすること。）

イ　横断面図の間隔が、50m以内とすること。

ウ　堤防その他主要工作物から掘さく箇所までの最短距離を記入すること。

エ　採取掘さく部分を朱線で囲み、その区画内を薄赤色で着色すること。

1. 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

ア　利害関係人のある場合は、その同意書、意見書又はこれに類する書面を添付すること。

イ　前号の書面が得られない場合は、その理由等を明らかにした書面を添付すること。

ウ　該当するものがない場合に、その旨記載すること。

1. 他の行政庁の許認可等の写し

　　　河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を

受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに

関する書面を添付すること。

許可書、認可書等の写しとし、該当するものがない場合は、その旨を記載すること。

1. 採取する土地の面積計算図及び丈量図

ア　面積計算書は、メートル法により小数点以下第２位まで計算すること。（小数点以下第

３位切捨）

イ　面積計算書は、原則として丈量図に記載すること。

1. 公図の写し

申請に係る採取場所の区画を明示し、その区画を薄赤色で着色すること。

1. その他参考となるべき事項を記載した書面

ア　不要の土石等を河川区域内の土地に返却するものについては、返却する箇所及び返却後の状況を明示した平面図、縦横断面図等を添付すること。

イ　地元市町長の意見書を添付すること。（必要がある場合）

ウ　河川の産出物を車両等により搬出する場合にあっては、その搬出経路を明示した図面を

添付すること。

エ　土量計算書を添付すること。

オ　現況写真

※　留意事項　河川産出物のうち「砂利」の採取については、同時に砂利採取法による認可をとられているか確認すること。